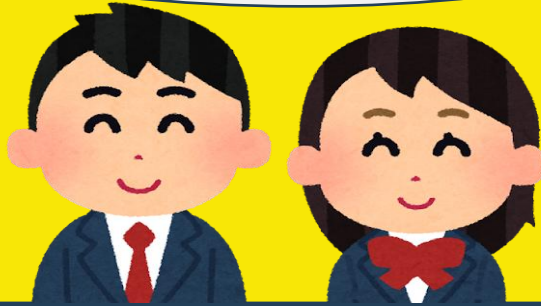


16歳以上対象！

自転車の交通違反に “青切符” 制度導入！



▶導入の背景

自転車関連交通事故の件数は、令和2年以降横ばいが続いています。また、**自転車乗車中の死亡・重傷事故の約75%で自転車側の法令違反が確認**されています。青切符制度の導入により、**違反者に前科がつくことなく、実効性のある責任追及**ができるようになりました。

▶青切符の対象（例）

- ・ **ながらスマホ、遮断踏切への立ち入り、ブレーキ不良**などの違反
- ・ **信号無視**や指定場所での**一時不停止、右側通行、無灯火**などの違反で、**警察官の指導等に従わない**場合

▶反則金の支払い

- ・ 青切符を切られると、青切符と同時に反則金の「納付書」が交付され、期限内に銀行や郵便局で反則金を納めることとなります。
- ・ **警察官が取り締まりの現場で直接反則金を徴収することはないので、注意しましょう！**

■守ろう！自転車安全利用五則■

- 1 **車道が原則、左側を通行！**歩道は例外、歩行者優先
- 2 **交差点では信号と一時停止を守って、安全確認！**
- 3 **夜間はライトを点灯！**
- 4 **飲酒運転は禁止！**
- 5 **命を守るためにヘルメットを着用！**

困ったとき、
心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口を
ご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県「成年年齢引下げ」特設Webサイト



▶▶ 啓発動画やチラシなど…
詳しくはコチラ

徳島県消費者情報センター

〒770-0831
徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館7階
TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページは
コチラ▼



LINE相談は
コチラ▼

